

新 旧 表

ページ	現 行	改 正																								
P20	<p>(2) 積算方法</p> <p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>b. 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積上げるものとする。）</p> <p>d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>e. 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>f. 上記(1)、1)、(ハ)の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）</p> <p>d. 上記（イ）及び（ロ）a～c における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む。）</p> <p>2) 直接工事費に計上される運搬費</p> <p>a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p>	<p>(2) 積算方法</p> <p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>b. 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80 t 以上は、積上げるものとする。）</p> <p>d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>e. 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>f. 上記(1)、1)、(ハ)の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）</p> <p>d. 上記（イ）及び（ロ）a～c における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む。）</p> <p>2) 直接工事費に計上される運搬費</p> <p>a. 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p>																								
P22	<p>表 3. 2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="468 1759 1501 1936"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	車 載		備 考	車 種	機 械 質 量 (t)						<p>表 3. 2 建設機械運搬方法</p> <table border="1" data-bbox="1626 1759 2754 1936"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>車 種</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	車 載		備 考	車 種	機 械 質 量 (t)					
機 械 名	規 格			車 載			備 考																			
		車 種	機 械 質 量 (t)																							
機 械 名	規 格	車 載		備 考																						
		車 種	機 械 質 量 (t)																							

新 旧 表

路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	()内は排出ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量	
	スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R		23.00
	スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R		24.70
	自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R		30.00
	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R		29.70
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³	R		22.00
(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。					

P26	表5.2 クレーンの規格選定				表5.2 クレーンの規格選定			
	機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン		機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン	
	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	25t吊
	ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)]	25t吊
		44t級以下				44t級以下		
地盤 改良 機械	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t吊	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60t吊
		質量120t以下				質量120t以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレアブリケーションタイプバッチカルドレン打機	質量60t以下		質量180t以下	プレアブリケーションタイプバッチカルドレン打機	質量180t以下		
		質量120t以下						
クローラクレーン系	35t吊以下 (クラムシェル)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	クローラクレーン系	35t吊以下 (クラムシェル)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25t吊	

新 旧 表

		平積 0.6 m ³ 含む)	排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊			平積 0.6 m ³ 含む)	排出ガス対策型 (2014年規制)]	60 t 吊	
		80 t 吊以下 (クラムシェル 平積 2.0 m ³ 以下含む)					ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]			60 t 吊
		150 t 吊以下 (クラムシェル 平積 3.0 m ³ 以下含む)								
		300 t 吊以下								
	トラッククレーン系	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	70 t 吊		トラッククレーン系	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	70 t 吊	
		200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50t			200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50t	
	クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	60 t 吊		クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60 t 吊	
		質量 100 t 以下								
		質量 150 t 以下								
	オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70t 吊		オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・ 基礎工 事用 ・排出ガス対策型 (2014年規制)]	70~90t 吊	
		本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用する場合					本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用する場合			表 5.1 参照

(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。
 なお、リフター (せり上げ能力 50t) の供用 1 日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。
 (オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。)

2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合

新 旧 表

		<p>表 5.1 参照</p> <p>（本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)] 100t 吊を使用する場合</p>	<p>クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)]</p>	<p>100t 吊</p>	<p>は、リフターを使用することができる。</p> <p>3. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。</p>						
<p>(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。 なお、リフター (せり上げ能力 50t) の供用 1 日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。 (オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。)</p> <p>2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。</p> <p>3. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。</p>											
<p>P27</p>	<p>表 5. 3 歩 掛</p>					<p>表 5. 3 歩 掛</p>					
<p>機 械 区 分</p>	<p>規 格</p>	<p>労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕</p>	<p>クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕</p>	<p>運搬費 等 率 (%)</p>	<p>諸 雑 費 率 (%)</p>	<p>機 械 区 分</p>	<p>規 格</p>	<p>労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕</p>	<p>クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕</p>	<p>運搬費 等 率 (%)</p>	<p>諸 雑 費 率 (%)</p>
<p>ブルドーザ</p>	<p>21 t 級以下</p>	<p>2.8</p>	<p>2.1</p>	<p>155</p>	<p>21</p>	<p>ブルドーザ</p>	<p>21 t 級以下</p>	<p>2.8</p>	<p>2.1</p>	<p>155</p>	<p>21</p>
	<p>44 t 級以下</p>	<p>4.6</p>	<p>3.4</p>	<p>153</p>	<p>21</p>		<p>44 t 級以下</p>	<p>4.6</p>	<p>3.4</p>	<p>153</p>	<p>21</p>
<p>バックホウ系</p>	<p>山積 1.4 m³以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m³以上 0.6 m³以下含む</p>	<p>2.7</p>	<p>1.4</p>	<p>250</p>	<p>24</p>	<p>バックホウ系</p>	<p>山積 1.4 m³以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4 m³以上 0.6 m³以下含む</p>	<p>2.7</p>	<p>1.4</p>	<p>250</p>	<p>24</p>
	<p>山積 2.1 m³以下</p>	<p>4.5</p>	<p>2.3</p>	<p>256</p>	<p>25</p>		<p>山積 2.1 m³以下</p>	<p>4.5</p>	<p>2.3</p>	<p>256</p>	<p>25</p>
<p>クローラクレーン系</p>	<p>35 t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6 m³含む</p>	<p>3.0</p>	<p>0.8</p>	<p>444</p>	<p>22</p>	<p>クローラクレーン系</p>	<p>35 t 吊以下 クラムシェル 平積 0.6 m³含む</p>	<p>3.0</p>	<p>0.8</p>	<p>444</p>	<p>22</p>
	<p>80 t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0 m³以下含む</p>	<p>5.5</p>	<p>1.5</p>	<p>434</p>	<p>21</p>		<p>80 t 吊以下 クラムシェル 平積 2.0 m³以下含む</p>	<p>5.5</p>	<p>1.5</p>	<p>434</p>	<p>21</p>
	<p>150 t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m³以下含む</p>	<p>11.3</p>	<p>3.1</p>	<p>315</p>	<p>15</p>		<p>150 t 吊以下 クラムシェル 平積 3.0 m³以下含む</p>	<p>11.3</p>	<p>3.1</p>	<p>315</p>	<p>15</p>

新 旧 表

		300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15				300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
	トラッククレーン系	120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75				120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
		160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78				160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
		360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75				360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
		550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76				550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
		200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用する 場合)	11.0	2.7	392	83				200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用する 場合)	11.0	2.7	392	83
		550t吊以下 (リフターを使用する 場合)	19.4	4.9	390	83				550t吊以下 (リフターを使用する 場合)	19.4	4.9	390	83
		クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2				60t 以下	8.6	2.1	163
	100t 以下		15.5	3.7	164	2				100t 以下	15.5	3.7	164	2
	150t 以下		23.5	5.6	163	2				150t 以下	23.5	5.6	163	2
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5			オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4			本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型（2014年規制）〕70～90t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4	
		本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3			本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型（2014年規制）〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3	
		本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制）〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3								
地盤	中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4			中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	41.2	6.3	211	3			サンドパイル打機	60t 以下	16.0	2.4	213	3
改 良 機	粉体噴射攪拌機	60t 以下	16.0	2.4	213	3			深層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	211	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3				120t 以下	41.2	6.3	211	3
		180t 以下	64.6	9.9	210	3				180t 以下	64.6	9.9	210	3
機	プレアブリケイティッドパチカドレン 打機													
	トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8				—	5.4	2.0	582	8

新 旧 表

	<table border="1" data-bbox="379 180 1463 407"> <tr> <td rowspan="3">改良機</td> <td>サンドパイル打機</td> <td>60t 以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>213</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>粉体噴射攪拌機</td> <td>120t 以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>深層混合処理機</td> <td>180t 以下</td> <td>64.6</td> <td>9.9</td> <td>210</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>フルアブリケイティブーチャードレン 打機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>トンネル用機械</td> <td>—</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>582</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。 3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。 ①トラック及びトレーラによる運搬費 [往復] (誘導車、誘導員含む) ②自走による本体賃料・損料 ③運搬中の本体賃料・損料 ④分解・組立時の本体賃料 ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 ①分解・組立時の本体賃料 ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用</p>	改良機	サンドパイル打機	60t 以下	16.0	2.4	213	3	粉体噴射攪拌機	120t 以下	41.2	6.3	211	3	深層混合処理機	180t 以下	64.6	9.9	210	3	機械	フルアブリケイティブーチャードレン 打機							トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8	<p>(注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解 50%、組立 50%である。 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。 3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。 ①トラック及びトレーラによる運搬費 [往復] (誘導車、誘導員含む) ②自走による本体賃料・損料 ③運搬中の本体賃料・損料 ④分解・組立時の本体賃料 ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 ①分解・組立時の本体賃料 ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用</p>
改良機	サンドパイル打機		60t 以下	16.0	2.4	213	3																												
	粉体噴射攪拌機		120t 以下	41.2	6.3	211	3																												
	深層混合処理機	180t 以下	64.6	9.9	210	3																													
機械	フルアブリケイティブーチャードレン 打機																																		
	トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8																													
<p>P32</p>	<p>3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている試験項目 (必須・その他) に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等 (道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く) に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用 ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用 ⑩ PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑪ トンネル工 (NATM) の計測Aに要する費用 ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p>	<p>3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている試験項目 (必須・その他) に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等 (道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く) に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用 ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用 ⑩ PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑪ トンネル工 (NATM) の計測Aに要する費用 ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p>																																	

新 旧 表

<p>⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</p> <p>⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>（イ） 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>（ロ） 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>（ハ） 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>（ニ） ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 （施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。） ・システム初期費 （1工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。） ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 <p>（ホ） その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</p> <p>⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用 上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>（イ） 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>（ロ） 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>（ハ） 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>（ニ） ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> →保守点検 （施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。） ・システム初期費 （1工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とする。） ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 <p>（ホ） その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>
---	---